

【表面】

年金受給権者 通知書等送付先・受取機関・口座名義変更申出書  
住民基本台帳による住所の更新 停止・解除 申出書

成年後見人等用

令和 年 月 日提出

基礎年金番号（10桁）で届出する場合は左詰めでご記入ください。

※印欄はご記入いただく必要はありません。

①個人番号(または基礎年金番号)および年金コード	個人番号(または基礎年金番号)										受給しているすべての年金の受取機関の変更を希望する場合は下欄に <input checked="" type="checkbox"/>	受取機関を変更する年金を指定する場合は以下に年金コードを記入				②生年月日				
											<input checked="" type="checkbox"/>						明治 昭和 令和	大正 平成	年	月
受給権者氏名 (フリガナ)											実施機関等 受付年月日									

通知書等送付先	届出書コード	区分	③郵便番号					④(フリガナ)					都道 府県	郡 市	区 町 村		
	8	4	1	1													
	④(フリガナ)												建物名				

受給権者の現在の 住民票住所	届出書コード	区分	③処理区分 ※	④住民票上住所取消 ※		⑤郵便番号					④(フリガナ)					都道 府県	郡 市	区 町 村	
	8	9	8																
	⑥(フリガナ)												建物名						

住基更新	⑦変更後住基更新抑止コード (該当する番号を○で囲んでください)										⑧変更後住基更新理由コード			
	1・・・住民基本台帳による住所の更新停止を申出します(通知書等は、後見人等住所へ送付します)。										※			
	0・・・住民基本台帳による住所の更新を申出します(通知書等は、住民票住所へ送付します)。										3			

後見人等 氏名	⑨取消 ※	⑩成年後見人等氏名 (フリガナ)										電話番号	⑪成年後見人等連絡先			
													-	-		

変更後の受取機関	届出書コード	区分	⑥金融機関コード	⑧支店コード	⑨預金種別	⑩預金口座の口座番号					④口座名義(カタカナでご記入ください)				⑤登録事由	
	8	4	1												※	
	1. 普通															

1 金融機関	⑤ (フリガナ)					⑤ (フリガナ)					銀行 信組	本店 支店 出張所		
											信連 農協 漁協 信漁連	本店 支店 出張所 本所 支所		
2 (ゆうちょ銀行)	⑦支払局コード				⑩貯金通帳の口座番号									
					記号(左詰めでご記入ください)					番号(右詰めでご記入ください)				

金融機関またはゆうちょ銀行(郵便局)の証明欄  
請求者の氏名フリガナと口座名義人氏名フリガナが同じであることをご確認ください。

変更後の口座番号等をご記入のうえ、金融機関またはゆうちょ銀行(郵便局)の証明を受けてください。

預金通帳のコピー(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義フリガナが記載された部分)を添付される場合は、金融機関の証明は必要ありません。

貯蓄預金口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。

## 【裏面】

### 【提出にあたっての留意事項】

- ◎ 複数の年金受給権がある方は、この届出により、他の年金についても住所を変更します。  
※共済組合等から支給される共済年金については、それと併せて日本年金機構又は共済組合等から支給される厚生年金がある場合に限り、この届出により住所が変更されます。
- ◎ 楷書ではっきりとご記入ください。
- ◎ 黒インクのボールペンで記入してください。
- ◎ 住所は、番地、マンション名、〇〇方などまでご記入ください。
- ◎ 住民基本台帳による住所の更新の停止を申出された方は、今後、住所変更があった際には年金事務所への届出が必要となります(日本年金機構に個人番号(マイナンバー)の収録がない方も同様)。
- ◎ 住民基本台帳による住所の更新を申出された方で日本年金機構にマイナンバーの収録がされている場合、今後、住所変更があった際には、年金事務所への届出が不要となります。
- ◎ 複数の年金受給権がある方は、受給する年金ごとに受取機関を指定することができますので、変更を希望する年金の年金コードをご記入ください(共済年金を除く。共済組合等から共済年金を受けている方は、別途共済組合等に受取機関の変更の届出を行ってください。)なお、受給しているすべての年金の変更を希望する場合はチェックボックスに✓をご記入ください。
- ◎ 複数の年金受給権がある方は、受給する年金ごとに受取機関を指定することができます。その場合、年金ごとに異なる口座名義を指定することはできませんので、すべて同じ名義の口座をご用意いただきますようお願いします。
- ◎ 変更後の新しい受取機関へ初めて振り込まれるまでは、念のため、変更前の口座は解約しないようお願いします。
- ◎ この申出書の提出先は、住所地を管轄する年金事務所です。ご不明な点があれば年金事務所へお問い合わせください。なお、管轄の年金事務所やこの申出書の記入例を日本年金機構ホームページに掲載していますので、ご覧ください。